

(1)衛生管理設備導入等に係る補助対象経費の例

この一覧は、補助対象となる主な経費を例示したものです。一覧に記載のない物品等についても、新型コロナウイルス感染防止対策に有効と認められるものについては、補助対象となる場合がありますので、事前に事務局にお問合せください

【事務局ダイヤル】TEL : 096-353-6330 (平日10:00~18:00)

- パーティション、アクリル板
- 遮蔽用ビニール (ビニールカーテン・飛沫防止シート)
- サーモグラフィ、サーマルカメラ
- 非接触型体温計
- 非接触型水栓 (センサー式自動蛇口)
- 蓋付き洋式トイレ・自動トイレへの改修
- 整理券発券機
- タッチパネル注文システム機器
- 自動精算機 (セルフレジ)
- キャッシュレス関連機器
- 自動ドア
- 換気設備 (窓設置工事、網戸設置、換気扇など)
- 換気機能のあるエアコン
- サーキュレーター
- CO2濃度測定器
- 空気清浄機 (HEPA フィルター付きのもの、又は0.3 μ m以下の粒子に対してそれと同等以上の集塵機能を有するもの※) ※例: TAFUフィルターやULPAフィルター付きのもの
- 加湿器
- 消毒液 (消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム又は市販の界面活性剤含有の洗浄剤)
- 消毒液自動噴霧器
- アルコール除菌シート
- マスク
- フェイスシールド (マスクの代わりとしての使用目的のものは不可)
- 取り分け用トンゴ・箸
- 使い捨て手袋
- 使い捨て食器、割り箸
- ペーパータオル